

行政権等の行使：③許認可・産業取締（漁業関連）



島根県が隠岐島司にアシカ漁業者を取り締まるよう指示

衛第706号

1905年(明治38年)7月22日

資料概要

1905年(明治38年)7月4日、佐世保鎮守府司令長官から島根県知事に対し、竹島のアシカ漁業者を取り締まるよう要請があった(→No.17)。この資料は、島根県第4部長が同年7月22日、隠岐島司に対し取締を指示したものの写し。

指示には、佐世保鎮守府司令長官からの照会が添付され、警察署長と協議の上で速やかに取締を行うこととある。

隠岐島司は、同年7月26日、当該の漁業者らに厳重に説示したことを、島根県第4部長に回答した(→No.19)。

内容見本

衛第七〇六号

竹島ニ於ケル海驢猟者取締方ノ儀ニ関シ佐世保鎮守府司令長官ヨリ別紙ノ通り照会有之候ニ付警察署長ト協議之上速ニ厳重取締方施行相成度依命此段通牒候也

明治三十八年七月二十二日

島根県第四部長

事務官佐藤孝三郎

隠岐島司 東文輔殿

作成年月日	1905年(明治38年)7月22日
編著者	島根県第四部長(佐藤孝三郎)
発行者	島根県
収録誌	竹嶋
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続きを行う (島根県竹島資料室で複製本の閲覧可)

